

ハラスメントの防止及び対策等に関する規程

(主旨)

第1条 この規程は、愛知産業大学及び愛知産業大学短期大学(以下「本学」という)におけるハラスメントの防止及び排除のための対策、並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置(以下「ハラスメントの防止等」という)に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、以下に定めるところによる。

- (1) ハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、これに類する言動及びハラスメントに起因する問題の総称をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメントとは、教職員の就労及び学生の修学に関連して、相手の意に反する性的言動をいう。
- (3) アカデミック・ハラスメントとは、教育及び研究上の地位や人間関係などの学内の優位性を背景に、教育及び研究の適正な範囲を超えて、精神的または身体的苦痛を与える言動をいう。
- (4) パワー・ハラスメントとは、職場において、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的または身体的苦痛を与える言動をいう。
- (5) これに類する言動とは、職務上の地位または根拠に基づくもの以外で、例えば、学生間において上級生が下級生に対して、その地位、力関係を不当に利用して修学上の環境を害する類の言動をいう。
- (6) ハラスメントに起因する問題とは、ハラスメントにより教職員の就労上及び学生の修学上の環境が害されること、及びハラスメントへの対応により教職員が就労上または学生が修学上の不利益を受けることをいう。
- (7) 学生とは、大学院生、学部生、別科生、短大生、研究生、科目等履修生、特別聴講生、特修生をいう。
- (8) 教職員とは、教員、職員、派遣労働者及び委託業務従事者等をいう。
- (9) 関係者とは、学生等の家族及び大学と関係を有する者をいう。
- (10) 各部署の長とは、研究科長、専攻長、学部長、学科長、留学生別科長、通信教育部長、学科主任、事務局長、事務室長をいう。

(構成員の権利)

第3条 本学のすべての構成員（学生、教職員、及び関係者）は、ハラスメントに関係する事案について相談することができる。

2 本学のすべての構成員は、ハラスメントの被害に対して何らかの措置をとるよう求めるため、苦情の申立を行うことができる。

3 苦情の申立を行うことができる期限は、ハラスメントが行われたときから3年以内とする。なお、教職員が離職した場合や、学生が卒業や退学などで学籍を失った場合も、在職中または在学中に受けたハラスメントについて、同様に苦情の申立をすることができる。

（教職員及び学生等の責務）

第4条 教職員及び学生等は、学校法人愛知産業大学が別に定める「ハラスメントの防止及び対策等に関する規程」を遵守し、ハラスメントを行ってはならない。

（組織の長、部署の長の責務）

第5条 学長及び各部署の長は、本学におけるハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

（委員会・相談員の責務）

第6条 本学におけるハラスメントの防止等を適切に実施するため、ハラスメント防止・対策委員会（以下「防止・対策委員会」という）、ハラスメント相談員（以下「相談員」という）、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という）は、本学におけるハラスメントの防止等を適切かつ迅速に行わなければならない。

2 防止・対策委員会は、第3条2項に定める苦情の申立のあった事案について、学長に報告するものとする。

（ハラスメントの行為に対する措置等）

第7条 学長は、前条第2項により報告された事案について、処分、または就労上もしくは修学上の環境の改善を行うことが必要であると認めた場合は、相応の措置を講じるものとする。

（守秘義務）

第8条 ハラスメントの防止・対策に関わるすべての者は、関係者の人権及びプライバシーの保護に努めるとともに、事案に関して知り得たことを他に漏らしてはならない。

2 ハラスメントの防止・対策に関わるすべての者は、相談及び調査にかかる記録の管理を厳重に行い、外部に流出しないよう細心の注意を払うこととする。

(二次被害の防止と処分等の措置)

第9条 防止・対策委員会は、事案に関する二次被害の防止に関し、次に掲げる行為を行った者についての処分等の実施を、学長に対し勧告する。

- (1) 苦情の申立人ならびに調査の協力者に対する報復、報復のほのめかし、誹謗中傷等の行為
- (2) 風説の流布等により、関係者のプライバシー、名誉等の人権を侵害する行為
- (3) 相談員、防止・対策委員会委員等に対する嫌がらせ行為

(虚偽申立の禁止)

第10条 ハラスメントにつき虚偽の申立を行った者は、処分に付されることがある。ただし、事実調査の結果として申立が認められなかった場合、ただちにこのことをもって虚偽の申立をしたとみなし、申立てた者に対して不利益な扱いをしてはならない。

(要綱の改廃)

第11条 この規程の改正及び廃止は、防止・対策委員会の意見に基づき、評議会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるものの他、必要な事項は防止・対策委員会が別に定める。

附 則

この規程は平成25年10月1日から施行する。

「ハラスメントの防止等に関する要綱」は廃止する。